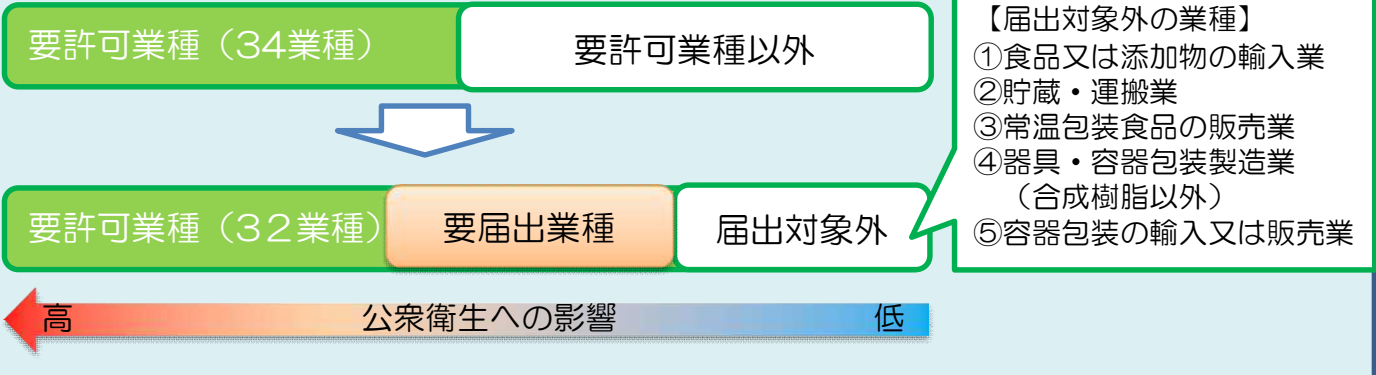


食品衛生法の改正により、営業届出制度の創設及び営業許可の見直しが行われます。

営業届出制度の創設

営業許可及び届出対象外の製造、加工、販売等を行うすべての業種が届出の対象となります。
令和3年11月30日までに保健所に届出を行ってください。
 許可から届出業種に変わる業種については、**手続き不要**です。



営業許可制度の見直し

改正後の許可業種 (32業種)

新設される業種 (下線) ・再編される業種 (※印)

- ①飲食店営業
- ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、これを販売する営業
- ③食肉販売業
- ④魚介類販売業
- ⑤魚介類売り切り営業
- ⑥集乳業
- ⑦乳処理業
- ⑧特別牛乳搾取処理業
- ⑨食肉処理業
- ⑩食品の放射線照射業

- ⑪菓子製造業
- ⑫アイスクリーム類製造業
- ⑬乳製品製造業
- ⑭清涼飲料水製造業
- ⑮食肉製品製造業
- ⑯水産製品製造業
- ⑰氷雪製造業
- ⑱液卵製造業
- ⑲食用油脂製造業
- ⑳みそ又はしょうゆ製造業

- ㉑酒類製造業
- ㉒豆腐製造業
- ㉓納豆製造業
- ㉔麺類製造業
- ㉕そうざい製造業
- ㉖複合型そうざい製造業
- ㉗冷凍食品製造業※
- ㉘複合型冷凍食品製造業
- ㉙漬物製造業
- ㉚密封包装食品製造業※
- ㉛食品の小分け業
- ㉜添加物製造業

変更の詳細は裏面へ

令和3年5月31日時点で営業している施設の手続きについて

R3.6.1

R6.6.1

①変更のない業種 (飲食店営業、菓子製造業 等)	更新まで旧許可で営業可能	→
②業種区分が変更する業種 (喫茶店営業、あん類製造業 等)		→
③同一施設内で統合する業種 (みそ製造業と醤油製造業 等)	片方の許可期限まで旧許可で営業可能	→
④新設許可業種 (水産製品製造業、漬物製造業、食品の小分け業)	令和6年5月31日までに改正法に基づく営業許可を取得	→
⑤許可から届出に変更する業種 (乳類販売業、氷雪販売業 等)	R3.6.1時点で許可がある場合は、改正法に基づく届出をしたものとみなす	→

※新たに始める場合は、令和3年6月1日から改正法に基づく許可が必要です。

現行の許可業種 と 見直し後の許可業種

許可・届出対象事業者※の方へ

- **HACCP制度化の対象**となります。
(詳しくは、「食品衛生法・高知県食品衛生法施行条例が改正され、HACCPに沿った衛生管理が必要になります！」をご覧ください)
- **食品衛生責任者の設置**が必要です。
(許可及び届出施設は設置が必要です。)
- 申請・届出は電子申請システムでできるようになります。
従来どおり紙での申請も可能です。
- 施行は、**令和3年6月1日**からです。
施行前に営業中の事業者については、前面のスケジュールに沿って手続きを行ってください。



※「学校・病院等の営業以外の給食施設のうち、1回の提供食数が20食程度未満の施設」や「採取業の一部と見なせる行為」、「器具・容器包装製造業」については、対象外。

わからない場合は、お近くの福祉保健所にご相談ください。

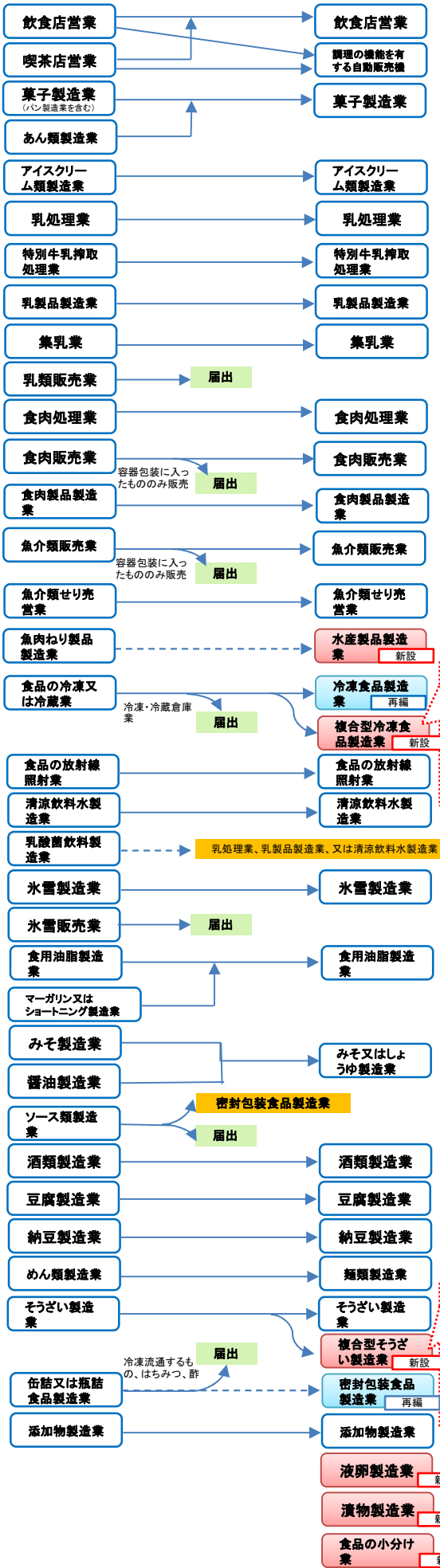


(問い合わせ先)
高知県中央西福祉保健所 衛生環境課
食品保健担当

住所：高岡郡佐川町甲1243-4
TEL：0889-22-2588
FAX：0889-22-9031
E-mail：130115@ken.pref.kochi.lg.jp

現在の許可業種

見直し後の許可業種



HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として、菓子・麺類・水産製品(魚肉ねり製品を除く)の製造、食肉の処理に当たって追加の許可不要

HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として、菓子・麺類・水産製品(魚肉ねり製品を除く)の製造、食肉の処理に当たって追加の許可不要